

塩谷町告示第 46 号

「しおや暮らし」開始記念品贈呈に関する取扱要綱をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

塩谷町長 見形 和久

「しおや暮らし」開始記念品贈呈に関する取扱要綱

令和6年3月26日

告示第11号

(目的)

第1条 この要綱は、塩谷町へ移住定住した者に対し地元産品を活用した記念品を贈呈することで、歓迎の意を表するとともに、また、新たな移住者(Iターン型・Jターン型・配偶者地縁型の移住者等をいう。)の勧誘とUターン促進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 贈呈対象者は、Uターン、移住者ともに各号に該当する者とする。

(1) Uターン

- ・大学進学等の理由により一時的に本町を離れたが、就業等により塩谷町内(以下「町内」という。)に住所を有することとなった者で、3年以上継続して住所を有する意思のある者。

(2) 移住者

- ・町内に住所を有することとなった者又は家族で、3年以上継続して住所を有する意思のある者又は家族。

(時期)

第3条 記念品は、前条の規定に該当の場合、贈呈するものとする。

(申請)

第4条 記念品を受贈する場合は、「しおや暮らし開始記念品申請書」に必要事項を記載のうえ、企画調整課まで提出しなければならない。また、企画調整課で準備するアンケート調査に協力しなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 町長が特に認めるときは、この告示の施行日以前に町内に住所を有する第2条該当者についても適用することができる。